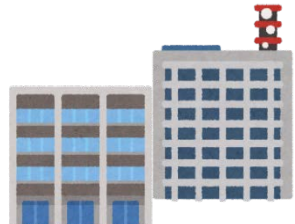


■ 調査票情報の適正管理措置について

統計を作成するために用いられる情報には、多くの場合、個人又は法人その他の団体の秘密に関するものが含まれています。そのため、統計法（平成19年法律第53号）では、守秘義務及び秘密漏えいに対する罰則が規定されており、また、調査票情報を適正に管理するために必要な措置について、調査票情報の提供を受けた主体ごとに統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）で規定されています。

公的機関等

- 行政機関
- 地方公共団体
- 独立行政法人等
- 会計検査院
- 地方独立行政法人



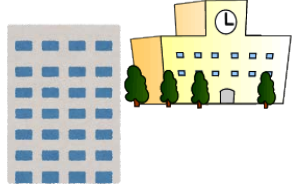
など

↓

上記の公的機関等が講ずべき適正管理措置の主な内容については、2ページを参照ください。

法人等

- 学校法人
- 公益社団法人
- 公益財団法人




など

↓

上記の法人等が講ずべき適正管理措置の主な内容については、3ページを参照ください。

その他（個人を含む）

- 大学教員
（大学としてではなく教員個人として提供を受ける場合）
- 競争的資金等を受ける研究者



など

↓

上記の個人等が講ずべき適正管理措置の主な内容については、4ページを参照ください。

■ 公的機関等が講ずべき適正管理措置の主な内容

組織的管理

- 適正管理を行う責任者を配置し、調査票情報等を取り扱う者の権限や責務等を明確化し、管理簿を整備
- 調査票情報の適正管理に関する規程の策定・周知を行うとともに、実施状況を適宜評価し必要な改善等を実施
- 調査票情報を取り扱う者以外による監査を実施
- 万が一の漏えい事故等に備えるため、被害拡大の防止・再発防止策等を講ずることが可能な体制を整備

人的管理

- 調査票情報を取り扱う者に対して、関係法令や規程等の内容について必要な教育及び訓練を実施

物理的管理

- 利用場所を施錠可能な場所に限定し、調査票情報等を利用する際の入退出管理を実施
- 記録媒体を施錠可能なキャビネットに保管するなど、盗難防止のための措置を実施
- 調査票情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で実施

技術的管理

- 電子計算機等に識別及び主体認証、スクリーンロック等の不正操作対策を実施
- 不正アクセス行為を防止するため、コンピュータウイルス対策、セキュリティホール対策等を実施
- 作業後は当該電子計算機に調査票情報や中間生成物等を残留させないなど、調査票情報等の漏えい等を防止するための措置を実施

その他

- 調査票情報の取扱いに関する業務を委託する場合、当該委託を受けた者が講ずる措置について必要な確認を実施。また、委託を受けた者に対する適切な監督を実施

※ オンサイト利用の場合、物理的管理措置及び技術的管理措置について、独立行政法人統計センター及びオンサイト施設管理者において措置。

■ 法人等が講ずべき適正管理措置の主な内容

組織的管理

- 適正管理を行う責任者を配置し、調査票情報等を取り扱う者の権限や責務等を明確化し、管理簿を整備
- 調査票情報の適正管理に関する基本方針や規程の策定・周知を行うとともに、実施状況を適宜評価し必要な改善等を実施
- 調査票情報を取り扱う者以外による監査を実施
- 万が一の漏えい事故等に備えるため、被害拡大の防止・再発防止策等を講ずることが可能な体制を整備

人的管理

- 調査票情報を取り扱う者が欠格事由（法令に違反し罰金を科せられた者等）に該当しないことを確認
- 調査票情報を取り扱う者に対して、関係法令や規程等の内容について必要な教育及び訓練を実施

物理的管理

- 利用場所を施錠可能な場所に限定し、調査票情報等を利用する際の入退出管理及び常時監視※をするための措置を実施
- 記録媒体を施錠可能なキャビネットに保管するなど、盗難防止のための措置を実施
- 調査票情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で実施

技術的管理

- 電子計算機等に識別及び主体認証、スクリーンロック等の不正操作対策を実施
- 不正アクセス行為を防止するため、コンピュータウイルス対策、セキュリティホール対策等を実施
- 作業後は当該電子計算機に調査票情報や中間生成物等を残留させないなど、調査票情報等の漏えい等を防止するための措置を実施

その他

- 調査票情報の取扱いに関する業務を委託する場合、当該委託を受けた者が講ずる措置について必要な確認を実施。
また、委託を受けた者に対する適切な監督を実施

※ 常時監視について、法第33条第1項に基づく調査票情報の提供の場合は除く。

※ オンサイト利用の場合、物理的管理措置及び技術的管理措置について、独立行政法人統計センター及びオンサイト施設管理者において措置。

■その他（個人を含む）が講ずべき適正管理措置の主な内容

物理的 管理

- 利用場所を施錠可能な場所に限定し、調査票情報等を利用する際の入退出管理及び常時監視※をするための措置を実施
- 記録媒体を施錠可能なキャビネットに保管するなど、盗難防止のための措置を実施
- 調査票情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で実施

技術的 管理

- 電子計算機等に識別及び主体認証、スクリーンロック等の不正操作対策を実施
- 不正アクセス行為を防止するため、コンピュータウイルス対策、セキュリティホール対策等を実施
- 作業後は当該電子計算機に調査票情報や中間生成物等を残留させないなど、調査票情報等の漏えい等を防止するための措置を実施

その他

- 過去に調査票情報の提供を受けて適正に管理し、統計の作成等を行った経験を有する又はその他個別情報を適正に管理し、研究分析等を行った経験を有するなど、調査票情報の適正管理に関して必要な能力を備えること
- 調査票情報に係る管理簿を整備
- 調査票情報を取り扱う者以外による監査を実施
- 調査票情報の漏えい等の発生時における処理の手順をあらかじめ定めること
- 調査票情報の取扱いに関する業務を委託する場合、当該委託を受けた者が講ずる措置について必要な確認を実施
また、委託を受けた者に対する適切な監督を実施

※ 常時監視について、法第33条第1項に基づく調査票情報の提供の場合は除く。

※ オンサイト利用の場合、物理的管理措置及び技術的管理措置について、独立行政法人統計センター及びオンサイト施設管理者において措置。